

## 館山市指定暑熱避難施設・涼み処募集要項

### 1 目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）及び涼み処を募集するため定めるものです。

### 2 実施内容

熱中症対策として市民が休憩できる場所として当該施設管理者は、以下の内容を実施していただきます。

- (1) 施設の出入口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルター・涼み処の案内表示を掲示（掲示物は市が用意します）
  - (2) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既存のもので可）
  - (3) 空調の適切な管理
- ※クーリングシェルター・涼み処の運用については、施設等のルール等に準拠することとなります。

### 3 施設運用期間

国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）

※なお、開放できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

### 4 クーリングシェルターの指定要件

市内に所在する施設で以下の要件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 千葉県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民等に開放ができること
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保できること
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること
- (5) 市にクーリングシェルターの利用状況の報告ができること
- (6) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること

### 5 涼み処の指定要件

市内に所在する施設で以下の要件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 千葉県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民等に開放ができること
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保できること
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること
- (5) 市とクーリングシェルター・涼み処に係る協定を締結し、その内容を履行できること

### 6 募集期間

随時受付

## 7 申込方法

別紙「館山市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）・涼み処申込書」に必要事項を記入し、添付書類と共に持参もしくは郵送、またはメールのいずれかの方法で館山市市民生活部環境課に提出してください。

## 8 提出書類

- (1) 館山市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）・涼み処申込書
- (2) クーリングシェルター及び涼み処として、住民等が滞在可能な共用部分を示した施設図面

## 9 提出先

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1  
館山市市民生活部環境課 環境対策係  
MAIL : [kankyoka@city.tateyama.chiba.jp](mailto:kankyoka@city.tateyama.chiba.jp)

## 10 申込後の流れ

- (1) 郵送またはメールにて申込書を提出
- (2) 市における応募内容の審査（担当者への聞き取り、現地確認等の調整含む。）
- (3) クーリングシェルター・涼み処の指定に係る協定締結
- (4) クーリングシェルター・涼み処指定施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) 運用開始

## 11 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日からその年度の3月31日までとし、クーリングシェルター及び涼み処の指定を受けた事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとします。

## 12 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。

クーリングシェルター・涼み処の利用者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償を負いません。

施設の冷房設備の電気料金や開放していただけるスペースの維持管理及び利用者の対応等は各施設においてお願いいたします。（市からの補助金等はありません、各施設において対応可能な範囲でのご協力をお願いいたします。